令和5年度　放課後等デイサービス職員研修

「放課後等デイサービスの社会的責任と
専門職職員としての倫理」
～児童福祉法、ガイドライン、倫理綱領について～

社会福祉法人西陣会　西陣児童館　中山あい

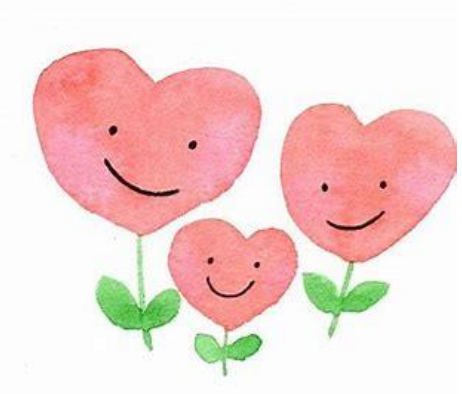

放課後等デイサービスとは

・**放課後等デイサービス**（ほうかごとうでいさーびす）とは、児童福祉法を根拠とする障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービス、略して「放デイ」。

・かつては個別の障害福祉法を根拠としていたが、法改正によって障害者総合支援法が根拠となり、未就学児童は児童発達支援事業、学齢期児童は放課後等デイサービスに分かれ、身体・発達・精神などの種類にかかわりなく障害児が利用できるようになった（現在は児童福祉法に移行）。民間事業者の参入も進んでおり、利用者の選択肢が増えている。

・2012年児童福祉法の改正により位置づけ

「児童福祉法」第六条の二の二の４

・この法律で、放課後等デイサービスは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

※その人にとって、都合のいいこと、利益になることを
与えたり、技術や情報を提供したりすること。

解説

・主に6歳から18歳の障害のある児童を対象として、放課後や夏休み等長期休業日に生活能力向上のための訓練および社会との交流促進等を継続的に提供する。1か月の利用日数は施設と保護者が相談したうえで自治体が決定する。利用に際して療育手帳や身体障害者手帳は必須ではないため、学習障害等の児童も利用しやすい利点がある。

・月額の利用料は原則として1割が自己負担で、残りのうち国が2分の1負担、都道府県と基礎自治体が各４分の１を負担する（所得により上限があり、自治体独自の補助を設けている場合もある）。

（関連法令）　児童福祉法　総則

児童福祉法　　1947年（昭和22年）制定・令和４年改正

第一条　　全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られことその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条　　すべての国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

第二項　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一位的責任を負う。

第三項　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

「子どもの権利条約」４つの原則

条約の基本的な考え方は、次の４つの原則で表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切です。4つの原則は、「こども基本法」（2023年4月施行）にも取り入れられています。

- **差別の禁止（差別のないこと）**
すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
- **子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）**
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
- **生命、生存及び発達に対する権利**
（命を守られ成長できること）
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- **子どもの意見の尊重**
（意見を表明し参加できること）
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

子どもたちには、どんな権利があるの？

この条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。

生きる権利

すべての子どもの命が守られること

育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること

守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

こども基本法　基本理念（令和4年法律第77号）

一　全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的扱いを受けることがないようにすること。

二　全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその 他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律 第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、事故に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援を行うとともに、 家庭での養育が困難なこどもの養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されること。

六　家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備すること。

（関連法令）障害者総合支援法

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

・障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）と略す。制定時の題名は、障害者自立支援法（しょうがいしゃじりつしえんほう）で、2012年の改定で、現在の題名に改題された。

・障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする（法第一条）。

・「障害を理由とする差別の改装をの推進に関する法律」通称「障害者差別解消法」2016年

・　合理的配慮の提供

放課後等デイサービスガイドライン①

１．総則

（１）ガイドラインの趣旨

　放課後等デイサービスを実施するに当たって必要となる基本的事項を示すものであるが、ここに記載され ている内容を機械的に実行していけば質の高い支援提供が確保されるというような、手取り足取りの事業マニュアルではない。各事業所は、本ガイドライン の内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めなければならない。

　※支援の多様性　　※見直し、改善の必要性

（参考）児童館では

児童福祉法（1947年　S22）

児童館ガイドライン（2011年　H23）　改正児童館ガイドライン（2018年　H30）

京都市児童館運営指針（5年ごとに見直し　改正）

放課後等デイサービスガイドライン②

（２）放課後等デイサービスの基本的役割

○子どもの最善の利益の保障

- 放課後等デイサービスは、児童福祉法第６条の２の２第４項の規定に基づき、 学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進 その他の便宜を供与することとされている。 放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学 校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に 応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を 図るものである。